

改正

平成20年 3 月26日条例第 6 号

平成28年 9 月30日条例第42号

平成29年 3 月14日条例第 8 号

伊賀市健康づくり推進条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 基本的施策（第 6 条—第11条）

第 3 章 伊賀市健康づくり推進協議会（第12条—第17条）

第 4 章 補則（第18条）

附則

少子高齢化が進展するなか、老若男女すべての市民が健やかで充実した生活を送ることは、私たち市民一人ひとりの願いである。また、市民一人ひとりが健やかで充実した生活を送ることを通じて、「人」「地域社会」「自然」それぞれが健全で明るく活力にみちたまちづくりを推進していくことが重要である。

そのためには、一人ひとりの市民が健康についての関心と知識を持ち、健康づくりに努めるとともに、市、市民、事業者等が協働して個人の健康づくりの取組を支援していくことが必要である。

こうしたことから、健康づくりを継続的・計画的・総合的に推進し、「健康都市・伊賀」の実現を図るためこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、健康づくりに関する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、健康づくりの推進についての基本的な事項を定めることにより、市、市民、事業者等が協働して取り組み、もってすべての市民が健康で活力ある社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「健康づくり」とは、健やかで充実した生活を送るため、こころや身体の状態をより良くしようとすることをいう。

2 この条例において「事業者」とは、営利を目的とした法人及び個人並びに公益法人その他社会のあらゆる分野における法人及び個人で他人を使用して事業を行う者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、健康づくりの推進に関する必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策の推進に当たって市民、事業者、各種団体、県等との連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、健康づくりについて理解を深めるとともに、個人の状況に応じて市その他関係行政機関等が実施する健康づくりの推進に関する施策を活用すること等により健康づくりに努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その使用する者が健康づくりに取り組むことができる職場環境の整備に努めるとともに、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(施策の実施)

第6条 市は、すべての市民が健康で活力ある社会を実現するため、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、市民の健康づくりの推進に関する施策を講ずるものとする。

(推進体制等)

第7条 市は、市民及び事業者等の協力の下に施策を推進するため、必要な体制整備に努めるものとする。

(調査の実施等)

第8条 市長は、健康づくりの推進に関する施策及び評価を実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(情報の提供)

第9条 市長は、健康づくりの取組を支援するため、市民、事業者等に対し必要な情報を適切に提供するものとする。

(健康づくり推進月間)

第10条 健康づくりについて市民の関心と理解を深めるため、健康づくり推進月間を設ける。

2 健康づくり推進月間は、11月1日から11月30日までとする。

3 市長は、健康づくり推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第11条 市は、健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 伊賀市健康づくり推進協議会

(伊賀市健康づくり推進協議会)

第12条 市長は、伊賀市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、健康づくりの推進に関する施策を調査審議するものとする。
- 3 協議会は、健康づくりに関する事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第13条 協議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 市民の代表者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 3 市長は、委員の一部を公募により選出するよう努めるものとする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第15条 協議会は、調査審議する事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(協議会の運営)

第16条 この章に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に

諮って定める。

(庶務)

第17条 協議会の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

第4章 補則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、健康づくりに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月30日条例第42号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月14日条例第8号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。